

○京都府立勤労者福祉会館条例施行規則

昭和57年 3月23日

京都府規則第9号

〔京都府立丹後勤労者福祉会館条例施行規則〕をここに公布する。

京都府立勤労者福祉会館条例施行規則

(昭58規則39・全改)

(開館時間等)

第1条 京都府立勤労者福祉会館条例(昭和57年京都府条例第6号。以下「条例」という。)

第7条に規定する京都府立勤労者福祉会館(以下「会館」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 条例第7条に規定する会館の休館日は、次の表の左欄に掲げる会館の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

京都府立城南勤労者福祉会館	1 毎月第3水曜日
京都府立山城勤労者福祉会館	2 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月
京都府立口丹波勤労者福祉会館	31日まで
京都府立中丹勤労者福祉会館	
京都府立丹後勤労者福祉会館	1 毎月第1月曜日
	2 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月
	31日まで

3 条例第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に、前2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

4 指定管理者は、前項の規定により開館時間又は休館日を変更しようとするときは、事前に、その旨を掲示しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

5 知事は、指定管理者が条例第3条第1項第1号に掲げる業務を行うことができない場合であつて、会館の管理のため必要があると認めるときは、第1項又は第2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(昭58規則39・昭58規則56・昭60規則13・昭61規則7・昭62規則10・平8規則17・平17規則45・平27規則19・一部改正)

(使用の不承認)

第2条 条例第4条第2項に規定する使用の承認をしない場合は、次の各号のいずれかに

該当するときとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 会館の施設又は附属設備をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 会館の管理上支障があると認めるとき。

(昭58規則39・平17規則45・一部改正)

(附属設備の利用料金の上限の額)

第2条の2 条例別表の2に規定する附属設備の利用料金の上限の額は、別表第1の1のとおりとする。

2 条例別表の3に規定する附属設備の利用料金の上限の額は、別表第1の2のとおりとする。

(昭58規則39・追加、昭60規則13・昭61規則7・昭62規則10・平17規則45・平27規則19・一部改正)

(条例別表備考の利用料金の上限の額)

第3条 条例別表の1の表の備考の1、条例別表の2の表の備考の1、条例別表の3の表の備考の1、条例別表の4の表の備考の1及び条例別表の5の表の備考の1に規定する利用料金の上限の額(附属設備に係る利用料金の上限の額を除く。)は、別表第2のとおりとする。

(昭58規則39・全改、昭58規則56・昭60規則13・昭61規則7・昭62規則10・平17規則45・平27規則19・一部改正)

(個人利用料金の徴収方法)

第4条 京都府立山城勤労者福祉会館及び京都府立口丹波勤労者福祉会館の体育館並びに京都府立丹後勤労者福祉会館のトレーニングルーム(以下「体育館等」という。)を個人が使用する場合並びに京都府立城南勤労者福祉会館のトレーニングルームを使用する場合の利用料金の徴収は、現金と引換えに使用券を交付することによって行うものとする。この場合においては、使用券をもつて領収書に代えるものとする。

2 使用券には、会館の名称、使用券の種類、利用料金の額、有効期間及び発行年月日を記載するものとする。

(昭58規則39・昭60規則13・昭61規則7・昭62規則10・平17規則45・平27規則19・一部改正)

(利用料金の還付)

第5条 条例第6条第4項ただし書の規定により利用料金を還付することができる場合及びその還付する割合は、次のとおりとする。

- (1) 管理上の都合により使用の承認を取り消したとき 10分の10以内
- (2) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなつたとき 10分の8以内
- (3) 体育館等の全面使用については使用の1箇月前までに、その他については使用の7日前までに使用の承認の取消しを申し出て、相当の理由があると認められたとき10分の5以内

(昭58規則39・平17規則45・一部改正)

(遵守事項等)

第6条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は使用の承認を受けた会館の施設又は附属設備を転貸してはならない。

2 会館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
- (2) 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為（事前に管理者の承認を得た場合を除く。）
- (3) その他管理者が会館の管理上必要と認めて禁止する行為

3 管理者は、会館の管理上必要と認める場合又は会館の秩序を維持するため必要と認める場合は、前項の規定に違反する者に対し、退館を命ずることができる。

(その他)

第7条 条例及びこの規則に定めるもののほか、会館の管理について必要な事項は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

(平17規則45・一部改正)

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第39号)

この規則は、京都府立丹後勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例（昭和58年京都府条例第24号）の施行の日（昭和58年9月1日）から施行する。

附 則 (昭和58年規則第56号)

この規則は、京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例（昭和58年京都府条例第34号）の施行の日（昭和58年12月1日）から施行する。

附 則 (昭和60年規則第13号)

この規則は、京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例（昭和60年京都府条例

第18号)の施行の日(昭和60年4月11日)から施行する。

附 則(昭和61年規則第7号)

この規則は、京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例(昭和61年京都府条例第2号)の施行の日(昭和61年2月17日)から施行する。

附 則(昭和62年規則第10号)

この規則は、京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例(昭和62年京都府条例第4号)の施行の日(昭和62年3月1日)から施行する。

附 則(平成4年規則第12号)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に京都府立勤労者福祉会館条例(昭和57年京都府条例第6号)第3条第1項の規定による使用の承認を受けた者に係る使用料は、この規則による改正後の京都府立勤労者福祉会館条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第45号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第19号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第2条の2関係)

(昭58規則39・追加、昭60規則13・昭61規則7・平4規則12・平17規則45・平27規則19・一部改正)

1 京都府立山城勤労者福祉会館の附属設備の利用料金の上限の額

附属設備名	単位	1 使用時間区分の利用料金の上限の額	摘要
バスケットボール競技用具	1 式	円 1,200	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及びストップウォッチをいう。
バレーボール用支柱	1 組	230	ネットを含む。

テニス用支柱	1組		230	ネットを含む。
バドミントン用支柱	1組		170	ネットを含む。
卓球台	1台		120	サポート及びネットを含む。
テニスラケット	1本		120	
バドミントンラケット	1本		60	
卓球ラケット	1本		40	
ボール類	1個		60	バスケットボール用及びバレーボール用のボールをいう。
体育館用審判台	1台		60	
得点板	1台		60	
ストップウォッチ	1個		60	
防球スクリーン	1台		40	
マット	1枚		50	
ネット計測器	1本		60	
トランポリン	1台		470	
スポーツテスト用測定機器	1式		230	
その他体育用具	1個		60	
体育館用放送装置	1式		1,200	マイクロホン1個付き
体育館用マイクロホン	1個		350	
体育館用移動式黒板	1台		60	
体育館用1人用いす	1脚		30	
体育館用3人用折りたたみ式いす	1脚		60	
体育館用長机	1脚		60	
体育館用ステージ	1台		470	
コインロッカー	1区画	1回	50	

#### 備考

- 1 条例別表の2の表の備考の1に規定する使用時間区分中の2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額は、この表の各附属設備の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額とする。
- 2 この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を

要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。

## 2 京都府立口丹波勤労者福祉会館の附属設備の利用料金の上限の額

附属設備名	単位	1 使用時間区分の利用料 金の上限の額	摘要
移動式バスケット台	1 対	円 700	
バスケットボール競技用具	1 式	1,200	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及びストップウォッチをいう。
バレーボール用支柱	1 組	230	ネットを含む。
テニス用支柱	1 組	230	ネットを含む。
バドミントン用支柱	1 組	170	ネットを含む。
卓球台	1 台	120	サポート及びネットを含む。
盲人用卓球台	1 台	40	サポート及びネットを含む。
ハンディ卓球台	1 台	40	サポート及びネットを含む。
テニスラケット	1 本	120	
バドミントンラケット	1 本	60	
卓球ラケット	1 本	40	
ボール類	1 個	60	バスケットボール用及びバレーボール用のボールをいう。
審判台	1 台	60	
得点板	1 台	60	
ストップウォッチ	1 個	60	
防球スクリーン	1 台	40	
マット	1 枚	50	
ネット計測器	1 本	60	
トランポリン	1 台	470	
スポーツテスト用測定機器	1 式	230	
その他体育用具	1 個	60	
体育館用放送装置	1 式	1,200	マイクロホン1 個付き
体育館用マイクロホン	1 個	350	

体育館用移動式黒板	1台		60
体育館用1人用折りたたみ式いす	1脚		30
体育館用3人用折りたたみ式いす	1脚		60
体育館用長机	1脚		60
コインロッカー	1区画	1回	50

#### 備考

- 1 条例別表の3の表の備考の1に規定する使用時間区分中の2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額は、この表の各附属設備の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額とする。
- 2 この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することとなつた場合においては、当該費用を徴収することができる。

#### 別表第2(第3条関係)

(昭58規則39・旧別表・一部改正、昭61規則7・昭62規則10・平17規則45・平27規則19・一部改正)

#### 条例別表備考に規定する利用料金の上限の額

種別	利用料金の上限の額
2以上の部にわたって引き続き使用する場合	各部の利用料金(条例別表の各区分の利用料金をいう。以下この表において同じ。)の合計額に10分の9を乗じて得た額
使用時間を延長した場合	延長使用時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。)につき、当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額
体育館等及び集会室を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合	その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額

備考 この表により算定した利用料金の上限の額が100円を超える場合であつて、その額に100円未満の端数を生じたときの端数については、切り捨てる。